

第 5 回検討会資料（報告書素案）からの主な修正点

1 現状と課題

○ 3 頁 13 行目

「医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であるところ、」という表現を追記

○ 4 頁 18 行目

「他の関係法令に抵触しない範囲内で」という表現について、「関係法令との整合性を図りつつ」に修正

3 死因究明等に関し講ずべき施策

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）

○ 10 頁 16 行目

「、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用され」という表現を追記

○ 10 頁 34 行目

「、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用され」という表現を追記

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第 17 条）

○ 18 頁 33 行目

「他の関係法令に抵触しない範囲内で」という表現について、「関係法令との整合性を図りつつ」に修正

○ 20 頁 13 行目

「歯科所見を採取した歯科医師」という表現について、「歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師」に修正

4 推進体制等

○ 21 頁 8 行目・17 行目

「国は、」などとして、主語を明確化

○ 21 頁 19 行目

「基づき、今後、国において」として、主体を明確化

○ 21 頁 23 行目

「また、新興感染症の脅威を踏まえ、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師の安全確保に向けた方策についても引き続き検討する。」という一文を追記。